資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社ニッケウエルネスは、令和七年五月三十一日をもって利用終了するニッケゴルフスクール加古川の「ＩＣカード」を資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、払戻しを行います。

【払戻しを行う前払式支払手段の種類】

ＩＣカード

【払戻し申出期間】

令和七年六月一日～令和七年九月三十日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

【お問合せ先】

兵庫県加古川市米田町船頭奥野二一一一

ニッケゴルフスクール加古川

ＴＥＬ〇七九（四三一）八一〇〇

受付時間は、午前九時より午後五時まで

（休場日を除く）

令和七年五月三十日

愛知県一宮市今伊勢町本神戸字中道七番地

株式会社ニッケウエルネス